

〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書 ✓
 (自 令和4年8月1日 至 令和5年7月31日) ✓

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団 三井外科医院 ✓
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
- 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 山口県宇部市昭和町4丁目4番16号 ✓
- (3) 設立認可年月日 平成 4年11月24日 ✓
- (4) 設立登記年月日 平成 4年12月15日 ✓

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所
診療所	医療法人社団 三井外科医院 ✓	宇部市昭和町4丁目4番16号

- (2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 4年 9月21日 令和 3年度決算の決定 ✓
 令和 5年 7月15日 令和 5年度予算の決定 ✓

様式 2

法人名 医療法人社団 三井外科医院 ✓
 所在地 山口県宇部市昭和町4丁目4番16号

※医療法人整理番号

財 産 目 錄 ✓
 (令和5年7月31日現在) ✓

1. 資 産 領	218,891 千円 ✓
2. 負 債 領	8,237 千円 ✓
3. 純 資 産 領	210,654 千円 ✓

(内 訳)

(単位:千円)

区 分	金 額
A 流動資産	218,283 ✓
B 固定資産	608 ✓
C 資産合計 (A+B)	218,891 ✓
D 負債合計	8,237 ✓
E 純資産 (C-D)	210,654 ✓

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(□ 法人所有 ■ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))
建 物	(□ 法人所有 ■ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

様式3-2

法人名 医療法人社団 三井外科医院 ✓
 所在地 山口県宇部市昭和町4丁目4番16号

※医療法人整理番号 □□□□

貸 借 対 照 表 ✓

(令和5年7月31日現在) ✓

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	✓ 218,283	I 流動負債	✓ 8,237
II 固定資産	✓ 608	II 固定負債	
1 有形固定資産	608	(うち保有医療機関債)	
2 無形固定資産		負債合計	✓ 8,237
3 その他の資産 (うち保有医療機関債)		純資産の部	
		科目	金額
		I 出資金	✓ 8,000
		II 積立金	✓ 202,654
		III 評価・換算差額等	
		純資産合計	✓ 210,654
資産合計	✓ 218,891	負債・純資産合計	✓ 218,891

様式4-2

法人名 医療法人社団 三井外科医院 ✓
 所在地 山口県宇部市昭和町4丁目4番16号

※医療法人整理番号 □□□□

損 益 計 算 書 ✓
 (自 令和4年8月1日 至 令和5年7月31日) ✓

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	54,336 ✓
2 事業費用	46,225 ✓
本来業務事業利益	8,111 ✓
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0 ✓
2 事業費用	
附帯業務事業利益	8,111 ✓
事業利益	245 ✓
II 事業外収益	
III 事業外費用	
IV 特別利益	8,356 ✓
V 特別損失	40 ✓
税引前当期純利益	40 ✓
法人税等	8,356 ✓
当期純利益	1,102 ✓
	7,254 ✓

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式6

監事監査報告書

医療法人社団 三井外科医院

理事長 三井 俊明 殿

私は、医療法人社団 尾崎循環器内科の令和4会計年度（令和4年8月1日から令和5年7月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 5年 9月20日

医療法人社団 三井外科医院

監事 藤木 雅子